

所 属 長 様

保険事務取扱者様

神戸市職員共済組合

事務局次長

令和6年度末退職者の健康保険等の手続きについて（依頼）

平素より、保険事務にご協力賜りありがとうございます。

年度末退職者の健康保険等の手続きについて、下記のとおり取り扱いますのでご案内いたします。

該当職員へ案内いただき、必要な手続きについて遺漏のないようお願いいたします。

記

本通知の対象者

令和7年3月31日付退職者

※ 再任用職員および任期付職員の退職を含みます。

※ 現在の任用が終了し、引き続き異なる職員種別で任用予定の方（一般職員⇒再任用職員、再任用職員⇒会計年度任用職員、任期付職員⇒会計年度任用職員 など）を含みます。

※ 会計年度任用職員及び非常勤特別職（組合員証の記号5・6の方）の退職についてはこの通知の対象外です。手続き等の詳細は2月中旬以降にお知らせします。

退職にかかる手続き（全員必須）

1. 提出物

（1）退職届書（様式3-2）（別紙1参照）

資格喪失証明書の発行を希望する方※は、「資格喪失証明書の発行を希望する」に✓を入れてください。3月下旬以降に退職届書に記載の住所に資格喪失証明書を送付します。
※国民健康保険等加入希望者、60歳未満の任意継続加入希望者、被扶養者に60歳未満の配偶者がいる任意継続加入希望者は加入手続きの際に資格喪失証明書が必要です。

（2）在職中の「組合員証」、「被扶養者証」及び「資格確認書（組合員・被扶養者分）」

退職日の翌日以降は一切ご使用いただけません。誤って4月1日以降に当組合の資格で医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を全額お返しいただきます。

2. 提出先

各所属でとりまとめのうえ庁内メール等で提出してください。

宛先：神戸市職員共済組合 共済サポートデスク（メールBOX番号：9-2）

3. 提出期限

（1）退職届書：令和7年2月20日（木）

（2）在職中の「組合員証」、「被扶養者証」及び「資格確認書」：令和7年3月31日（月）

任意継続にかかる手続き（希望者のみ）

「任意継続組合員 資格取得申出書」を事前受付します。

以下のいずれにも該当する方のみ申請が可能です。

- ・ 3月31日に退職し、4月1日付で再就職をせず任意継続組合員の資格取得を希望する者
 - ・ 退職日の前日まで継続して1年以上、当組合の組合員資格を有している者
- 詳細は別紙「任意継続組合員制度のあらまし」をご覧ください（対象者にも配布をお願いします）。

1. 提出物及び提出先

(1) 任意継続資格取得申出書（電子申請）

共済組合ホームページより組合員自身が電子申請してください（紙の申請書での受付不可）。

(URL:<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/cef53efe4fc5e8b6b724c94ad63789bd397d79114e08e6d60f5643ab7015c108>)

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 ⇒



(2) 被扶養者申告書（増）（様式 3-3）（別紙 2 参照）

新たな対象者の被扶養者認定を希望する場合のみ提出してください。在職中の被扶養者を継続して扶養する場合は提出不要です。

提出先：神戸市職員共済組合 共済サポートデスク（メールBOX番号：9-2）

2. 事前受付の提出期限

令和7年2月20日（木）

※ 受付期限後も初回掛金納付期限までは申請していただけますが、後続の手続き全体が遅れることとなります。できるだけ上記期限までに提出してください。

3. その他

申出書を提出した後でも、再就職決定等の理由により申出を辞退することができます。その場合は、必ず以下の手続きを行ってください。

【任意継続組合員資格取得届出の取下げ】

※共済組合ホームページより電子申請により手続きしてください（電話での受付不可）。

(URL:<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/fd6ba01ab8875997aa32afd6c0f87f9e91afac3ec175abee01549bf5edd2331d>)

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 ⇒



任意継続組合員以外の退職後の手続き

1. 再任用職員になる場合

記号・番号が変更となります。新しい記号・番号等を登録後、3月下旬以降に新所属（再任用勤務先）の保険事務取扱者宛てにお知らせします（被扶養者に変更がある場合は、通常通り被扶養者申告書（増・減）（様式 3-3）等を提出してください）。

2. 神戸市職員共済組合員である家族の被扶養者になる場合

記号・番号が変更となります。加入している組合員(家族)の所属を通じて被扶養者申告書(増)(様式3-3)等を提出してください。

被扶養者のうち60歳未満の配偶者に関する手続き

国民年金第3号被保険者の資格に関する手続きが必要です。退職後の状況によって、以下の通り手続きを行ってください。

※ 配偶者が60歳以上の場合は、手続きは必要ありません。

退職後の状況	手続きの内容
再任用短時間勤務職員	厚生年金保険事務取扱所属の案内に従ってください。
会計年度任用職員	厚生年金保険を取り扱う事業主が指定する様式の「国民年金第3号被保険者関係届[該当]」を事業主へ提出してください。
その他の再就職	再就職先で配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続きをしてください。
再就職までに期間が空く	配偶者自身が 資格喪失証明書 を持参の上、住所地の市区町村の国民年金担当課で、国民年金の加入手続きを行ってください。
再就職しない	

退職派遣中の退職予定者に関する手続き

別途該当者のいる所属宛に通知いたします。

神戸市職員共済組合 共済サポートデスク
TEL 078-322-5775 内線[954]-2581,2582